



広報
みぶ

おしらせ版

No.755

発行 栃木県壬生町役場
総合政策課 ☎81-1814 fax 82-8262
http://www.town.mibu.tochigi.jp

夜間・休日の診療にご利用ください

- ◆壬生町休日当番医 9:00~17:00
 - 2月9日 福井セントラルクリニック おちのまち ☎86-6624
 - 2月11日 大久保クリニック 落合 ☎81-0880
 - 2月16日 壬生東診療所 藤井 ☎82-5800
 - 2月23日 荒川内科クリニック 安塚南 ☎86-0501
- ※所在地につきましては、電話等でご確認ください。
- ◆栃木地区急患センター（下都賀郡市医師会病院隣）
 - 休日 9:00~21:00
 - 平日の夜間診療 19:00~22:00
- ※栃木地区急患センター 栃木市境町27-15 ☎22-8699
- ◆休日夜間救急当番医 21:00~翌日9:00
 - 2月9日 とちの木病院 栃木市 ☎22-7722
 - 2月11日 獨協医科大学病院 壬生町 ☎87-2199
 - 2月16日 下都賀総合病院 栃木市 ☎22-2551
 - 2月23日 下都賀総合病院 栃木市 ☎22-2551

☎ 受診する際は、事前に電話確認をしてお出かけください。



壬生町水道水の 放射性物質測定結果



採取場所：中央配水場 採取日：1月15日

	放射性ヨウ素		放射性セシウム	
	I-131	Cs-134	Cs-137	
検出値	検出されず	検出されず	検出されず	
検出限界値	0.9Bq/kg	0.7Bq/kg	0.9Bq/kg	
飲食物摂取制限に関する指標値				10Bq/kg

※食品衛生法に基づく基準値（平成24年4月1日）
以上のとおり、水道水から放射性物質は検出されませんでした。
なお、県内の他市町の検査結果については、栃木県のホームページにて公表されています。

人権相談・行政相談 毎月第3木曜日開催定期相談

「人権相談」

家庭生活や社会生活を営むうえで、自分の力では解決できない人権問題がございましたらお気軽にご相談ください。相談員は人権擁護委員です。

「行政相談」

国や国の関係行政機関が行う仕事に関する意見等がございましたら、お気軽に定期相談をご利用ください。相談は定期的に開設しているほか、自宅でも随時受付

壬生町長・壬生町議会議員選挙 立候補予定者の皆様へ

- ◆立候補予定者説明会
 - 日時 2月21日(金) 14:00~
 - 場所 壬生中央公民館 2階研修室
 - ※出席人数は立候補予定者1名につき、3名以内とさせていただきます。
- ◆立候補届出書等事前審査会
 - 日時 3月14日(金) 9:00~12:00 町長選、町議選（壬生地区）
13:00~16:00 町議選（稲葉・南犬飼地区）
 - 場所 壬生町役場 2階 正庁
- ◆立候補届出受付
 - 日時 3月18日(火) 8:30~17:00
 - 場所 壬生町役場 2階 正庁
- ◎問合せ先 壬生町選挙管理委員会 ☎81-1807

公有財産の売却について

町有バス更新に伴い、現在所有している下記マイクロバスを売却いたします。

詳しくは、1月16日(休)13:00より、町ホームページをご覧のうえ「インターネット公有財産売却システム」にアクセスしてください。

- 初期登録：平成4年8月4日
- 車名：三菱
- 乗車定員：29人
- 型式：U-MJ117F
- 総排気量：7.54L



しております。本町の行政相談員は次の方々です。

- ・相田喜久夫 氏 ☎82-0603
- ・糸川元一 氏 ☎86-3869

2月定期相談日

2月20日(木) 稲葉地区公民館 13:30~16:00

予約の必要はありませんが、お待たせしないために事前予約をお勧めいたします。（相談無料・秘密厳守）

◎問合せ先 人権相談…町民生部生活環境課 ☎81-1826
行政相談…町総務部総合政策課 ☎81-1814

また、宇都宮地方方法務局栃木支局において、毎週水・木曜日（祝休日を除く）9:30~15:30、人権擁護委員による常設相談が開設されています。（☎0570-003-110）

第2回 こどもがつくる“みぶタウン”



開催のお知らせ

及び大人ボランティア募集



- 日 時 3月9日(日) 9:00~15:00
- 会場・参加費 保健福祉センター・300円
- 主催 壬らいキッズ(事務局:壬生町児童館)
- 定員 小学生・中学生170名 年長児30名
- ※年長児は、保護者が当日の大人スタッフとして参加していただくことが受付対象となります。
- スタッフ、見学ツアー以外の大人は入場できません。
- ☆一般者見学ツアー 参加費100円(要申込み2月5日~)
- ①12:00 ②13:00 各回10名まで
- 内容 お店など色々なお仕事をし、お給料をもらい、遊んだり、買い物ができる疑似社会体験ごっこ
- 申込み 児童館で2月5日(水)~2月28日(金)
- ※定員になり次第締め切りとなります。
- ☆併せて当日の大人スタッフを募集します! こどもの活動を見守ってくださる方をお待ちしています。
- 2月21日(金)までに児童館に連絡いただきますようよろしくをお願いします。
- ◎連絡先 壬生町児童館 ☎82-7388

壬生町学校給食食材放射性物質検査 ●●●● 検査結果(12月分) ●●●●

検査日 12月5日			結果 (Bq/kg)		
施設名	食材名	産地	ヨウ素 131	セシウム 137	セシウム 134
羽生田小学校	キャベツ	神奈川県	不検出 (8.5)	不検出 (6.8)	不検出 (6.9)
安塚小学校	人参	栃木県	不検出 (8.1)	不検出 (6.4)	不検出 (6.5)
南犬飼中学校	里芋	壬生町	不検出 (6.9)	不検出 (5.6)	不検出 (5.6)

検査日 12月19日			結果 (Bq/kg)		
施設名	食材名	産地	ヨウ素 131	セシウム 137	セシウム 134
壬生東小学校	大根	栃木県	不検出 (7.8)	不検出 (6.4)	不検出 (6.5)
壬生北小学校	ほうれん草	栃木県	不検出 (7.7)	不検出 (6.6)	不検出 (6.6)
壬生中学校	ごぼう	壬生町	不検出 (8.5)	不検出 (7.0)	不検出 (7.2)

町教育委員会事務局 学校教育課
()内の数字が検出下限値(セシウムが存在しているかわかる最低濃度)です。

- ◆測定器 Nalシンチレーションスペクトロメータ(簡易検査)
- ◆検査場所 下都賀教育事務所



図書館からのお知らせ

○移動図書館(BM)2月の日程

7日(金)	稲葉小学校	13:00~14:30
12日(水)	藤井小学校	13:00~14:00
13日(木)	羽生田小学校	13:00~14:00
14日(金)	安塚小学校	13:00~16:00
18日(火)	児童館	11:00~12:00
19日(水)	壬生東小学校	13:00~16:00
20日(木)	陸小学校	
21日(金)	おもちゃのまち (なかた洋品店 駐車場)	14:00~16:00
26日(水)	壬生北小学校	13:00~14:00

※なお、天候や行事の都合により上記日程、時間が変更になることがありますので、ご了承ください。

○おはなしひろば2月の日程

- 図書館では、毎週土曜日、ボランティアによる子ども向けのよみきかせ「おはなしひろば」を開催しております。
- ・日時 1日・8日・15日・22日 14:00~15:00
- ・会場 図書館2階 児童室

◎問合せ先 壬生町立図書館 ☎82-8543

おもちゃ博物館NEWS

2月の行事



◎毎週末の催し◎

おもちゃ博物館への入館者対象の催しです。

- ☆第1日曜日(2日)「マジックショー」(13:30~14:00)
- ☆第2日曜日(9日)「おりがみ教室」は中止となりました。
- ☆第3日曜日(16日)「おもちゃ病院」[受付]13:00~15:30
おもちゃの修理をします。お1人様1点
- ※毎月第3日曜日は「家庭の日」として、中学生以下のお子様は入館無料です!
- ☆第4日曜日(23日)「手作りおもちゃ教室」(13:30~約60分間)「わりばし鉄砲」を作るよ!

◎問合せ先 壬生町おもちゃ博物館 ☎86-7111
ホームページアドレス
<http://www.mibutoymuseum.com/>

心配ごとと特別相談(弁護士相談) ~相談無料~

- ◆相談日時 2月13日(木) 10:00~12:00
- ◆会場 保健福祉センター
- ◆対象 町内在住者 5名(先着順)
なお、同一の内容の相談は1回限りです。
- ◇申込・問合せ先 2月10日(月) 8:30~ 電話申込受付
(福)町社会福祉協議会 ☎82-7899

町民の歌CD絶賛発売中 1枚 500円

ご家族で1枚 覚えて歌おう!! 壬生中央公民館・稲葉出張所・南犬飼出張所・役場総合政策課で販売中
詳しくは 町総務部総合政策課情報広報係 ☎81-1814

刃物研ぎのお知らせ

長い経験とキャリアの持ち主、元大工さんなどが技と心で研ぎます。

2月4日(火) 役場本庁西側車庫

2月18日(火) 南犬飼出張所自転車置場



◆時 間 9:00~13:00

◆料 金 鎌(小) 100円・草刈鎌、菜切り包丁250円
出刃 350円・刈込みハサミ、ナタ450円
※刃こぼれ、サビ落としは、割り増し100円

◎問合せ先 (公社)シルバー人材センター
☎82-4682 FAX82-4687

栃木県立博物館 2月の行事

◆テーマ展

○おじいさんやおばあさんの子どものころの暮らし

《期 間》 3月30日(日)まで

衣・食・住・遊びに関連する用具類を中心に、昭和初期の暮らしの様子を紹介します。

〈関連講座〉

○おじいさんやおばあさんの民話語り(毎週土曜)

《日 時》 1日・8日・15日・22日 14:30~15:00

《会 場》 展示室2・体験コーナー

○栃木の鉄道

《期 間》 3月30日(日)まで

《申込み》 当日直接会場へ

○栃木の手仕事Ⅲ 染と織

《期 間》 3月30日(日)まで

○小泉斐とその周辺

《期 間》 2月16日(日)まで

○幕末の宇都宮

《日 時》 2月22日(土)~3月30日(日)

○あつまれ自然好き:ポスター発表

《日 時》 2月8日(土)~3月9日(日)

◆体験学習

○ワークシートに挑戦

《日 時》 2月1日(土) 10:00~11:30

《会 場》 展示室

《対 象》 小中学生(同伴保護者は要観覧料)

《申込み》 当日直接会場へ

○博物館でやってみよう 昔の暮らし体験

《日 時》 2月15日(土) 14:00~16:00

《会 場》 博物館研修室

《対 象》 小中学生

《申込み》 要電話予約

◎問合せ先 栃木県立博物館 ☎028-634-1311

ホームページアドレス

<http://www.muse.pref.tochigi.lg.jp/>

ファミリー・サポート・センター 講習会のお知らせ

興味のある方、是非どうぞ!

『簡単にできる手作りおやつ講習会』

○日 時 2月7日(金) 10:00~12:00

*受付9:50まで

○場 所 保健福祉センター内 2F調理室

○講 師 岡野美砂氏

○内 容 手作りおやつの調理実習及び試食

献立…なんちゃってトリフ・きな粉ババロア
キッシュ

○参加費 500円

○持ってくるもの エプロン・三角巾・手拭きタオル・台ふきん
・ふきん

○参加者 会員及び子育て中の親(要申込) 定員16名

○申込・問合せ 壬生町ファミリー・サポート・センター

☎82-3309

『しののめ花まつりステージ』 出演団体募集中

今年も4月5日(土)~13日(日)まで『しののめ花まつり』が開催されます。開催期間中、多くの方が訪れるしののめ花まつりのステージに出演しませんか?「日頃の練習の成果を発表したい」「自分たちのグループ活動を知ってもらいたい」など発表の場を求めている団体やグループを募集しています。よさこいやフラダンス・日舞などの踊り、合唱、吹奏楽やバンド演奏等皆様の発表をお待ちしております。

なお、イベントスケジュール等の都合により、ご希望の出演日・出演時間に添えない場合やお断りさせていただく場合もございますので、ご了承ください。

○出演日: 4月5日(土)~13日(日)のいずれか1日

○出演時間: 50分以内(準備・後片付けを含めて)

※平日(4月7日~11日)の出演時間は、1日または半日単位でも可能な場合がありますので、ご相談ください。

○募集締切: 2月17日(月)

○申込方法: 申込先へ直接または電話等でお申込みください。

◎申込及び問合せ先: 壬生町観光協会(町経済部商工観光課内)

☎81-1844 FAX 82-1107

Eメールアドレス

keizai@town.mibu.tochigi.jp

※楽器等ステージに必要なものは持込みでお願いいたします。

※出演料・謝礼等の支払いはありませんので、ご了承ください。

※音楽著作権の使用料が発生した場合は、各出演団体にて対応をお願いします。

家族介護教室のお知らせ



在宅高齢者家族介護教室を開催します。参加費無料

日時	場所
2月22日(土) 10:00~12:00	グループホーム元気内、「地域交流室」 (壬生甲2224-1)
テーマ	
心身ともに香りでリフレッシュ アロマセラピーで癒しの時間を過ごしませんか? ○講師 アロマセラピーインストラクター みくだかつ 先生 藤原千夏 先生	

- 対象者 壬生町に在住又は壬生町内の事業所に勤務して、高齢者を介護している家族の方
- 申込期限 2月14日(金)
- 申込・問合せ先 壬生南地区地域包括支援センター ☎82-2119
町民生部健康福祉課高齢福祉係 ☎81-1830

日時	場所
2月22日(土) 13:30~	地域密着型介護老人福祉施設しもつけ 荘「地域交流サロン」 (北小林812)
テーマ	
高齢者の口腔内の様々な問題について ○講師 神山歯科医院 かみやまたかひさ 先生 医院長 神山卓久 先生	

- 対象者 壬生町に在住又は壬生町内の事業所に勤務して、高齢者を介護している家族の方
- 申込期限 2月20日(木)
- 申込・問合せ先 壬生北地区地域包括支援センター ☎86-3579
町民生部健康福祉課高齢福祉係 ☎81-1830

「女性のための健康づくり教室」開催のご案内



女性の身体は、女性ホルモンの影響で、一生を通じて大きく変化します。更年期による体の不調等でお悩みの方やこれから更年期を迎える皆さま、身体の仕組みを知って自分の身体との付き合い方を一緒に考えましょう。ご参加をお待ちしております。

- 日時 2月15日(土) 9:30~12:00 (受付9:00~)
- 場所 壬生町保健福祉センター
- 参加者 40~50歳代の女性 (定員30名)
- 内容 ①骨密度測定・血流測定・体脂肪測定・血圧測定
②測定結果の説明
③講話~女性のライフサイクルとホルモンの話~・~食生活と女性の健康~
④個別相談
- 申込み先 町民生部健康福祉課健康増進係 ☎81-1885

とちぎ難病相談支援センター 医療相談のお知らせ



専門医等による医療相談を下記のとおり開催します。

どうぞ、お気軽にご利用ください。

☆開催場所：とちぎリハビリテーションセンター
1階 相談室

第22回

○開催日時：2月19日(水) 13:00~16:00まで

○対象疾患：血液系疾患

- ・再生不良性貧血・特発性血栓症・溶血性貧血
- ・骨髄線維症・特発性血小板減少性紫斑病
- ・血栓性血小板減少性紫斑病・原発性免疫不全症候群
- ・不応性貧血(骨髄異形成症候群)

○担当医師：自治医科大学附属病院 血液科
鈴木隆浩 医師

第23回

○開催日時：2月26日(水) 13:00~16:00まで

○対象疾患：神経・筋疾患

- ・脊髄小脳変性症・線条体黒質変性症・モヤモヤ病
- ・シャイ・ドレーガー症候群・正常圧水頭症
- ・多発性硬化症・重症筋無力症・原発性側索硬化症
- ・ギラン・バレー症候群・フィッシャー症候群
- ・慢性炎症性脱髄性多発神経炎・球脊髄性筋萎縮症
- ・多巣性運動ニューロパチー・大脳皮質基底核変性症
- ・単クローン抗体を伴う末梢神経炎・パーキンソン病
- ・筋萎縮性側索硬化症・クロイツフェルトヤコブ病
- ・脊髄空洞症・進行性核上性麻痺・ハンチントン病
- ・脊髄性筋萎縮症・亜急性硬化性全脳炎
- ・ペルオキシソーム病(副腎白質ジストロフィー)
- ・ライソゾーム病(ファブリー病を除く)
- ・致死性家族性不眠症・有棘赤血球を伴う舞踏病
- ・ゲルストマン・ストロイラー・シャインカー病
- ・進行性多巣性白質脳症・HTLV-1関連脊髄症

○担当医師：自治医科大学附属病院 神経内科
森田光哉 医師

○医療ソーシャルワーカー

自治医科大学附属病院 地域医療連携部 総合相談室
並木 誠 医療ソーシャルワーカー

★自治医科大学附属病院の医療ソーシャルワーカーによる生活福祉相談を同時に行います。

※ご相談は予約制です。事前に下記まで、ご連絡をお願いします。

○連絡先：とちぎ難病相談支援センター ☎028-623-6113
(月~金 10:00~12:00 13:00~16:00)



「相続登記はお済みですか月間」無料相談実施のお知らせ



○期間 2月3日~28日(土・日・祝日を除く)

○会場 県内各司法書士事務所

○相談内容・料金 相続に関する事項・無料

○問合せ先 栃木県司法書士会 ☎028-614-1122

壬生町カルタ好評販売中です。1セット500円です。

町教育委員会事務局、壬生中央公民館、稲葉出張所、南犬飼出張所、生涯学習館で販売中

詳しくは 町教育委員会事務局生涯学習課 ☎81-1873

平成26年度の集団健診のお申し込み方法について



平成26年度の集団健診のお申し込みは、今年度と同様に直接お電話での申し込みとなります。申し込みの案内は、このお知らせ版に添付しています。また町ホームページへの掲載、町役場・各出張所・施設にも設置してありますので、ご確認ください。

- 申込期間 平成26年 2月11日(火)～21日(金)
【土日祝含む】 8:30～17:00【時間厳守】
- 申込内容 ①お名前 ②生年月日 ③平成27年3月31日時点の年齢 ④電話番号 ⑤集団健診または個別健診どちらの希望か(集団健診の場合は希望の日) ⑥希望の健診項目 ⑦保険の種類(国民健康保険かそれ以外か) ⑧結核検診希望の有無
- 申込・問合せ先 町民生部健康福祉課健康増進係 ☎81-1885
※同世帯のご家族の方の分も一緒にお申し込みください。



犬のふんは持ち帰りましょう

壬生町では、飼い主の方に飼い犬のふんを持ち帰ることやそのための用具を携行することなどを定めた「壬生町飼い犬のふん害等の防止に関する条例」を制定しました。

飼い犬のふんを持ち帰り処理することは、みなさんが気持ちよく日常生活を送るための大切なマナーです。飼い主が必ず自宅に持ち帰って、適切な処理をしてください。

- ※飼い主の方に守っていただきたい事項
 - 飼い犬の散歩には、飼い犬のふんを処理するための用具を携行すること。
 - 飼い犬が公共の場所等でふんをしたときは、ふんを持ち帰り適切な方法で処理すること。
 - 飼い犬の尿により、公共の場所等を汚したときは、他人に迷惑をかけないように適切な方法で処理すること。
- マナーを守って、楽しく快適にペットと暮らしましょう！
- 問合せ先 町民生部生活環境課環境保全係 ☎81-1834

2月7日は「北方領土の日」です

第32回「北方領土の返還を求める県民の集い」開催

- 日時 3月16日(日) 10:00開会
- 場所 「コンセーレ」大ホール
(宇都宮市駒生1-1-6 ☎028-624-1417)
- 主催 北方領土返還要求運動栃木県民会議
- 後援 外務省・内閣府北方対策本部・栃木県・北方領土問題対策協会
- 連絡先 北方領土返還要求運動栃木県民会議事務局
☎028-624-1494



「とちぎ就職支援合同面接会」を開催します

栃木県、栃木労働局及び宇都宮市では、栃木県内で就職を希望している方を対象に「とちぎ就職支援合同面接会」を開催します。

参加を希望する方は、予約の必要はありませんので、履歴書を複数ご持参の上、当日直接会場にお越しください。

また、事前にハローワークでの求職登録をお願いします。

なお、参加企業は1月下旬に、ホームページでお知らせします。

- ホームページ <http://www.tochigi-work2.net/>
- 日時 2月18日(火) 13:00～16:00
- 場所 ホテル東日本宇都宮
(宇都宮市上大曾町492-1)
- 参加企業 50社程度
- 問合せ先 栃木県産業労働観光部労働政策課
雇用対策担当 ☎028-623-3224



不法投棄は犯罪です

廃棄物の投棄は、廃棄物処理法で禁止されています。しかし、不法投棄はあとを絶たない状況にあります。土地の所有者が、自らの土地を適切に管理し、不法投棄を防止するしかありません。不法投棄されて、不法投棄の行為者がわからないときは、土地の所有者が自ら片付けることになります。

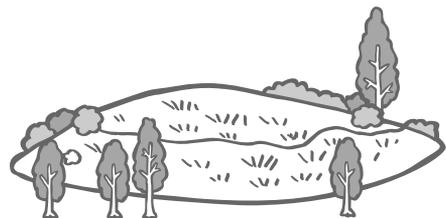
大量の廃棄物が不法投棄された土地を原状回復するには、時間も費用もかかります。廃棄物の不法投棄に気づいたら、早めに警察にご相談ください。

不法投棄されないためのポイント

- ①土地を貸すときは、相手方や事業内容をきちんと調査しましょう。
- ②こまめに草刈をし、見通しのきくきれいな状態にしておきましょう。
- ③廃棄物を捨てられたら、次の廃棄物を呼ばないようにすぐに片付けましょう。
- ④自己の所有地に柵をつくったり、入口に鍵を設けたりして、進入されにくい環境を作りましょう。
- ⑤定期的に見回りをするなど、常に所有地の状況を把握しておきましょう。

○不法投棄の情報・問合せ先

- ・小山環境管理事務所環境対策課 ☎0285-22-4309
- ・町民生部生活環境課環境保全係 ☎81-1834



太陽光発電設備に係る 固定資産税(償却資産)の課税について



はじめに、償却資産とは、製造や小売、農業などの事業を個人又は会社で営んでいる方が所有し、その事業のために用いることができる構築物や機械、運搬具、器具、備品などの事業用資産をいいます。

太陽光発電設備(再生可能エネルギー設備)も償却資産に該当し、固定資産税の課税の対象になる場合があります。

以下の1「設置者および発電規模別の課税区分」及び2「発電に係る設備の部分別評価区分」を参考に所有している太陽光発電設備の設置状況を確認してください。課税の対象となる場合には、毎年1月末までに償却資産の所有状況を申告していただく必要があります。

ただし、償却資産は課税標準額の合計が150万円未満の場合は固定資産税が課税されませんが、その場合でも事業を営まれている限り、償却資産の所有状況の申告は毎年必要となります。償却資産申告書を送付させていただきますので、税務課資産税係までご連絡ください。

1及び2を参考にいただいた結果、所有している太陽光発電設備が課税の対象となった場合、その規模によっては課税標準額を一定期間減らすことができる場合があります。

以下の3「再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例について」を参考に申請をお願いします。

なお、所有する太陽光発電設備が固定資産税(償却資産)の課税の対象となるかわからない場合や、課税標準額の計算、申告方法などご不明な点がございましたら、**税務課資産税係(☎81-1818)**までお問い合わせください。

お気軽に
お問い合わせ
ください



1 設置者および発電規模別の課税区分

設置者	10kw以上の太陽光発電設備(余剰売電・全量売電)	10kw未満の太陽光発電設備(余剰売電)
個人(住宅用)	家屋の屋根などに経済産業省の認定を受けた太陽光発電設備を設置して発電量の全量又は余剰を売電する場合は、売電するための事業用資産となり、発電に係る設備は課税の対象となります。	売電するための事業用資産とはなりませんので、償却資産としては課税の対象外となります。
個人(事業用)	個人の方であっても事業の用に供している資産については、発電出力量や、全量売電か余剰売電かにかかわらず償却資産として課税の対象になります。	
法人	事業の用に供している資産になりますので、発電出力量や、全量売電か余剰売電にかかわらず償却資産として課税の対象になります。	

2 発電に係る設備の部分別評価区分

太陽光パネルの設置方法	太陽光発電設備					
	太陽光パネル	架台	接続ユニット	パワーコンディショナー	表示ユニット	電力量計等
家屋に一体の建材(屋根材など)として設置	家屋	家屋	償却資産	償却資産	償却資産	償却資産
架台に載せて屋根に設置	償却資産	償却資産	償却資産	償却資産	償却資産	償却資産
屋根以外の場所(地上や家屋の要件を満たしていない構築物など)に設置	償却資産	償却資産	償却資産	償却資産	償却資産	償却資産

家屋…償却資産としての申告は不要です。 償却資産…償却資産に該当します。償却資産としての申告が必要です。

3 太陽光発電設備(再生可能エネルギー発電設備)に係る課税標準の特例について

平成25年度から、「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」の認定を受けた太陽光発電設備(再生可能エネルギー発電設備)について、固定資産税における課税標準の特例が適用されます。

(ア) 対象となる設備

経済産業省による「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」の認定を受けた再生可能エネルギー発電設備(蓄電装置、変換設備、送電設備を含む)のうち償却資産に該当する部分が対象となります。ただし、住宅等太陽光発電設備(低圧かつ発電量 10KW未満)を除きます。

(イ) 取得時期

平成24年5月29日から平成26年3月31日までの間に新たに取得した設備

(ウ) 設備の耐用年数

原則 17年(機械及び装置)
(耐用年数省令別表第2「31電気事業用設備」の「その他設備」の「主として金属製のもの」)

(エ) 適用期間及び内容

新たに固定資産税を課税させていただくこととなった年度から3年度分の固定資産税に限り太陽光発電設備の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の2の額とします。

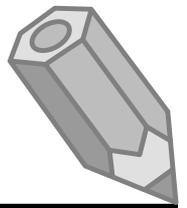
(オ) 適用するにあたり必要となる添付書類

- 1 経済産業省が発行する「再生可能エネルギー発電設備の認定通知書」の写し
- 2 電気事業者と締結している「特定契約書」の写し

(カ) 申請方法

「再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税の課税標準の特例適用申請書」を送付させていただきますので、対象となる設備を所有されている方は税務課資産税係(☎81-1818)までご連絡ください。

確定申告は期限内に!



壬生町会場での住民税・所得税及び復興特別所得税の申告は、3月15日（土）までです。町では、次の表のとおり各会場において申告受付を実施いたします。

例年、申告期間の終了間際になりますと、各会場が大変混雑しますので、なるべく日程表の該当日に申告くださるよう、よろしくお願いいたします。なお、ご都合が悪い場合は、該当日以外でも申告をすることができます。（ご連絡の必要はありません）

◆開場時間 午前8時30分～ 開場後に番号札を配布いたします。

◆受付時間 午前の部 9:00から11:30まで 午後の部 13:00から16:00まで

※11:30から13:00までは除きます。 ※日曜日及び月曜日は受付しておりませんのでご注意ください。

壬生町会場		申告割当地区(大字単位)	会場
2月13日	木	羽生田・上稲葉	稲葉地区公民館
2月14日	金	下稲葉・福和田	
2月15日	土	七ツ石（都合により、午前の部のみとなります）	
2月18日	火	落合一丁目～三丁目・いずみ町・若草町	南犬飼地区公民館
2月19日	水	緑町一丁目～四丁目	
2月20日	木	幸町一丁目～四丁目	
2月21日	金	安塚 1～880番地	
2月22日	土	安塚 881～1,100番地	
2月25日	火	安塚1,101～2,000番地	
2月26日	水	安塚2,001番地～	
2月27日	木	中泉・上田・北小林	
2月28日	金	国谷・助谷	
3月1日	土	あけぼの町・寿町・おもちゃのまち一丁目～四丁目	
3月4日	火	壬生甲・壬生乙	壬生中央公民館
3月5日	水	表町・藤井	
3月6日	木	元町・駅東町	
3月7日	金	壬生丁1～159番地	
3月8日	土	壬生丁160番地～	
3月11日	火	至宝一丁目～三丁目・壬生丙	
3月12日	水	本丸一丁目・二丁目	
3月13日	木	中央町・通町・大師町	
3月14日	金	町内全地区	
3月15日	土	町内全地区	

★次の方は町会場での申告受付はできませんので、税務署会場において確定申告をすることになります。

また、下記以外でも申告内容により税務署会場で確定申告をする必要がある場合があります。

- 個人売買等による譲渡所得（土地・家屋・株式等）がある方
- 青色申告をされている方

※栃木税務署の確定申告会場は栃木商工会議所大ホールになります。申告期間は平成26年2月17日（月）から3月17日（月）までです。（土・日曜日は除く）

★お持ちいただく書類等

- ①印鑑
- ②源泉徴収票（コピーではなく必ず原本をお持ちください。）
- ③生命保険料や地震保険料等（地震保険料及び旧長期損害保険料）の控除証明書
- ④社会保険料（国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料・国民年金保険料）の領収書
※社会保険料のうち国民年金保険料は、控除を受ける場合に証明書類を添付または提示する必要がありますので、必ずご持参ください。
- ⑤その他所得控除や税額控除を受けるのに必要な書類
- ⑥金融機関の預金通帳（申告者ご本人名義のもの）



問合せ先

町総務部税務課町民税係 ☎81-1817

所得税、住民税 Q & A

確定申告のための医療費控除について

Q1 いくらぐらい医療費を支払ったら控除になるの？

A1

本人や生計を一にする家族のために支払った医療費が10万円を超えた場合、対象になります。（所得が200万円未満の方なら、所得の5%を超える医療費を控除することができますので、10万円以下でも対象になります。）

保険金などで補てんされた金額がある場合は、医療費から差し引いてください。

医療費控除額の計算式は下記のとおりとなります。

$$\left[\begin{array}{l} \text{支払った医療費} \\ \text{その年の1/1～12/31} \\ \text{の間に支払った分} \end{array} \right] - \begin{array}{l} \text{保険金などで} \\ \text{補てんされた金額} \end{array} - \begin{array}{l} \text{10万円または} \\ \text{所得の5\%} \\ \text{(どちらか少ない方)} \end{array} = \begin{array}{l} \text{医療費控除額} \\ \text{(最高200万円)} \end{array}$$

例) 支払った医療費50万円、受け取った生命保険20万円、所得200万円以上の場合の計算例
50万円 - 20万円 - 10万円 = 20万円 (医療費控除額)

Q2

医療費控除により軽減される税額はいくらぐらいなの？

A2

医療費控除により軽減される税は、所得税と復興特別所得税と住民税になります。

所得税については、医療費控除額×税率（5%～40%）、復興特別所得税については、軽減される所得税×2.1%、住民税については、医療費控除額×税率（10%）がそれぞれ、軽減されます。

所得税と復興特別所得税については確定申告後還付されますが、住民税は次年度の住民税を決定する際に医療費控除を含めて計算します。所得税の税率は収入や控除の額により異なります。なお源泉徴収された所得税と復興特別所得税以上には還付されません。

例) 医療費控除額が20万円、所得税の税率5%の場合の計算例

所得税：20万円（医療費控除額）×税率5% = 10,000円

復興特別所得税：10,000円（軽減される所得税）×2.1% = 210円

住民税：20万円（医療費控除額）×税率10% = 20,000円

となり、合計30,210円が軽減されます。

Q3

医療費控除の申告をするときは何が必要なの？

A3

医療費の領収書の原本と医療費の明細書が必要になります。その他、印鑑、源泉徴収票、還付先の金融機関の口座番号の控えおよびその他の控除を受ける場合はその関係書類も必要となります。

医療費の明細書は、税務署や役場に備えてあります。また右ページの「平成25年分 医療費の明細書」や適宜の用紙に記入いただいても差し支えありません。町ホームページからもダウンロードできますので、どうぞご利用ください。医療費の明細書は前もってご記入ください。

医療費の明細書の記入例

医療を受けた人	続柄	病院・薬局などの所在地・名称	控除の対象となる医療費の内訳		左のうち保険金などで補てんされる金額
			治療内容・医薬品名など	支払った医療費	
壬生春子	妻	壬生町〇〇病院	〇〇〇〇	450,000円	250,000円
一郎	子	壬生町××病院	××××	100,000円	0円
省 略					
合 計				A 〇〇〇〇〇〇円	B 〇〇〇〇〇〇円

※領収書を個人別、病院別に分けて、上記のように計算してください。

※保険金等で補てんされた金額例・・・出産育児一時金、高額療養費、損害保険、生命保険などで医療費の補てんを目的とする保険金や給付金など



ねんりんピック栃木2014

シルバー作品展



第27回全国健康福祉祭とちぎ大会栃木県予選

高齢者の皆さんが趣味で創作した作品を募集します。各部門の優秀賞作品は、平成26年10月に栃木県で開催されます「第27回全国健康福祉祭とちぎ大会」に栃木県代表として出展します。また、書の部門については、中国浙江省老齡委員会との書の交流会を行います。あなたの力作をお待ちしています。

- 開催日時 5月21日(水)～25日(日) 10:00～16:00
- 会場 とちぎ健康の森2階
栃木県シルバー大学校中央校ABC教室
及び多目的ホール
- 募集部門 日本画、洋画、彫刻、工芸、書、写真
- 出品者資格 60歳以上(昭和30年4月1日以前に生まれた方)のアマチュアの方
- 申込方法 「シルバー作品展申込書」に必要事項を記入し、(福とちぎ健康福祉協会事業部事業企画課へ郵送または直接提出してください。
出品申込締切後、書面での連絡はいたしませんので、ご注意ください。
- 申込期間 3月3日(月)～4月11日(金)必着
- 問合せ先 社会福祉法人とちぎ健康福祉協会
事業部事業企画課
〒320-8503 宇都宮市駒生町3337-1
とちぎ健康の森2階
☎028-650-3366 FAX028-627-2522
町民生部健康福祉課高齢福祉係 ☎81-1830

平成25年度 自殺予防対策研修会(笑いヨガ編)

- 目的 「笑い」は免疫力を高め、心身の健康を維持するためにその効果は実証されています。
そこで、「笑いと心の健康」に着目し、こころの健康の保持増進、うつ等の精神疾患の予防、ひいては自殺予防を推進することを目的として研修会を開催します。
- 実施主体 栃木県栃木健康福祉センター
- 対象者 関心のある方 50名程度
- 日時 2月26日(水) 14:00～16:00 (受付13:30～)
- 会場 栃木県下都賀庁舎 2階 大会議室
- 内容
 - ・講話と演習
 - ・テーマ 「笑いと心の健康」～笑いヨガでストレス撃退!～
 - ・講師 上都賀総合病院 副院長 衛藤進吉 先生
(日本笑いヨガ協会認定リーダー)
- その他
 - ・費用 無料
 - ・申込先 栃木県栃木健康福祉センター
☎22-4121

みぶブランドを募集します

「みぶブランド」とは、魅力ある産品等を通じ壬生町の魅力を発信し、活性化を図る取り組みです。地域イメージを活かした募集テーマに合致し、町のイメージアップにつながる飲食料品、工業製品などの産品を募集します。

「みぶブランド認定品」は、みぶブランド認定マークをご使用いただき、町広報、ホームページやパンフレット等で広く紹介するほか、町内外の各種イベントにてPRさせていただきます。

☆認定産品募集

○第1回募集テーマ『おもちゃ』のイメージ

壬生町はおもちゃと深い結びつきがあり「壬生らしさ」の一つとして、第1回目の募集テーマを「おもちゃ」としました。「おもちゃ」というキーワードから、単に玩具という意味だけでなく、多様な特性を連想させる遊び心がある産品を募集します。

例えば、わくわくするもの・夢があるもの・ぬくもりがあるもの…などです。

※詳細につきましては、下記までお問い合わせください。

○認定の対象となる産品の条件

- ①みぶブランドの募集テーマに合致した産品であること。
 - ②壬生町内に住所を有する個人、団体及び企業が、その責任において生産又は製造、もしくは加工した産品であるもの。
 - ③飲食料品であれば、原材料の全部又は一部に壬生町農産物ブランド「みぶの妖精」や壬生町産の農畜産物を使用していること。
 - ④食品衛生法等の法的要件を満たしていること。
 - ⑤継続的に消費者へ供給が可能なもの。
- 認定について みぶブランド推進協議会が審査を実施し、町長が認定します。

☆みぶブランドへ参加を希望される事業者様を募集します。

認定産品募集にあたり、募集テーマがよく分からない、事業に参加したいが何から始めたらいいかわからないという事業者の方に、商品開発や改善に向けての研修会、相談会などを3月中旬から開催し、みぶブランド認定品の創出のための支援をさせていただきます。

※詳細につきましては、下記までお電話にてご相談ください。

○応募の対象者

- ①食品製造業(酒類製造業を含む)及び工業製品の生産、製造を行う個人、法人又はこれらを営む者で組織される法人、団体(任意)であって、壬生町内に店舗又は事業所を有する方。
- ②製造又は販売について、関係する法令及び条例により許可、認可又は届出の必要がある場合は、当該許可又は認可を得ている方、または当該届出を済ませている方。

○募集期間 産品募集 平成26年5月30日まで

事業者募集 平成26年2月28日まで

○問合せ先 町経済部商工観光課 ☎81-1844 FAX82-1107 メール keizai@town.mibu.tochigi.jp

とうけい ひ
「統計の日（10月18日）」の標語（スローガン）
を募集しています。

多数のご応募をお待ちしております！！

総務省では、「統計の日」の標語（スローガン）を募集しています。
どなたでも応募できます。詳しくは下記の応募要領をご覧ください。

応募期間 平成26年 2月3日(月)～3月31日(月)



総務省では、「統計の日（10月18日）」の周知を図るため、毎年「統計の日」のポスターを始めとする
広報媒体に活用すべく標語（スローガン）を募集しています。

「統計の日（10月18日）」とは、統計の重要性に対する理解と関心を深め、統計調査により一層、国民の
協力がいただけるようにと定めた日です。

今年度のテーマは、「統計は、わたしたちが生活する社会の動きをきちんと知り、生活をゆたかにする
ためにとても大切なものです。このため、統計調査に協力することはとても大事です。」です。この趣旨
を反映した作品をお待ちしております。

なお、入選した作品は、「統計の日」ポスターのほか、調査環境を整備するための各種広報に活用する
こととしております。

1. 応募資格

- 小学生の部……小学校の児童
- 中学生の部……中学校の生徒
- 高校生の部……高等学校の生徒
- 一般の部……上記以外の学生 及び一般の方
- 統計調査員の部……統計調査員や統計調査員をされた方
など統計関係者
- 公務員の部……各府省、都道府県、市区町村の職員

2. 応募方法

- 応募用紙は役場商工観光課に用意してあります。また、
壬生町ホームページからダウンロードすることもでき
ます。1人5作品まで応募できます。

3. 作品の提出先

- ①都道府県及び市区町村の職員の方、統計調査員や統計
調査員をされた方など統計関係者の方は、平成26年3
月28日までに下記まで、ご提出願います。
 - ◇栃木県県民生活部統計課管理普及担当
〒321-8501 宇都宮市埴田1丁目1番20号
☎028-623-2242 FAX 028-623-2247
E-mail tokeika@pref.tochigi.lg.jp
 - ◇壬生町経済部商工観光課統計係

〒321-0292 壬生町通町12番22号

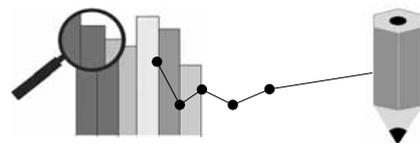
E-mail keizai@town.mibu.tochigi.jp

☎0282-81-1846 FAX 0282-82-1107

- ②小・中・高校生、一般の方は、5に記載されている宛
先までメールまたはFAXでご提出願います。

4. 入選作品の決定

- 厳正な審査を行い、入選作品として特選及び佳作を決
定します（平成26年6月予定）。
- 入選者には、表彰状及び副賞を授与します。
- 入選作品の著作権は、総務省に帰属します。



5. お問い合わせ（提出先）

〒162-8668 東京都新宿区若松町19-1

総務省政策統括官付統計企画管理官室

普及指導担当まで

E-mail : toukeinohi@soumu.go.jp

Tel : 03-5273-1144（ダイヤルイン）

FAX : 03-5273-1181



【平成25年度「統計の日」ポスター】
標語は、愛媛県松前町立松前中
校の能勢真琴さんの作品です。

（参 考）過去の特選作品

- 平成24年…「統計で 知る・見る・活かす この社会」
- 23年…「小さな協力 大きな役目 統計はあなたが主役」
- 22年…「この国の 確かな選択 支える統計」
- 21年…「統計で、住みよい国の基礎づくり」
- 20年…「こつこつと 調べてわかる 日本の姿」
- 19年…「統計で わかるわが町 わが社会」
- 18年…「生かします。あなたにもらった 貴重なデータ」
- 17年…「統計で見える現代、見すえる未来」
- 16年…「統計は、揺れる社会の揺るがぬ指標」



町民剣道大会参加者募集

- 主 催 壬生町体育協会剣道部
- 日 時 2月23日(日) 8:30集合 9:00開会
- 会 場 町総合運動場 武道館
- 試合内容・参加料 個人戦のみ・1名につき300円
 - ☆小学1・2年生の部、3・4年生の部、5・6年生の部
 - ☆中学生男子の部、女子の部
 - ☆一般の部、一般女子の部(3段以下)
- 参加資格
 - ・町内の剣道教室に加入している方
 - ・町内在住、在勤、在学者
- 申込方法 2月4日(火)~12日(水)までに町スポーツ振興課(町総合運動場体育館内)へ、お申し込みください。(氏名・教室又は学校名・学年、一般の部は氏名・住所)
- 申込み・問合せ先 町体育協会事務局(町スポーツ振興課)
町総合運動場体育館内 ☎82-2345

地球温暖化防止活動推進員 を募集します

「地球温暖化防止活動推進員」は、日常生活の中で身近なエコ活動や環境に配慮した行動をし、仲間、行政、企業等と連携して、地域における温暖化防止等の普及啓発のお手伝いをしていただく方たちです。

この度、平成26年度「栃木県地球温暖化防止活動推進員」を募集します。多くの県民の皆様の応募をお待ちしております。

- 活動内容 温暖化防止、環境学習等の推進や、市町・県等と連携した普及啓発活動の実施等

【活動例】

- ①自治会、子供会、PTA、小中学校などの地域における環境学習講座の支援や体験授業の実施または補助
- ②市町等が主催するイベント等への環境に係る出展または当日のお手伝い
- ③県が推進する学校での環境学習やエコドライブキャンペーン等への参加やご近所やお友達、職場の方への周知

○応募方法

所定の応募用紙に必要事項を記入し、郵送又はメールで応募

- 募集の締切り 2月28日(金)必着
- 選考方法 応募書類をもとに選考委員会が選考
- 応募及び問合せ先 栃木県環境森林部地球温暖化対策課
〒320-8501 宇都宮市埜田1-1-20 ☎028-623-3262
E-mail: chikyu-ondanka@pref.tochigi.lg.jp

第9回 NEWストロベリーカップ 開催のお知らせ

- 日 時 2月19日(水) [雨天予備日] 2月20日(木)
8:30集合 9:00試合開始
- 会 場 壬生町総合運動場テニスコート
- 主 催 壬生町体育協会テニス部
- 参加対象 テニス初級者または女子連大会などでC・D級(初級、中級者)レベルの愛好者
- 試合方法 リーグ戦後、トーナメント戦
6ゲーム先取、ノード方式)
- 定 員 女子ダブルス24組(申込多数の場合、抽選)
- 申込方法 参加者名、連絡先、クラブ名をFAXまたはメールで申してください。
- 申込期間 2月4日(火)~14日(金)※期日厳守
- 参加料 1組2,500円(当日集めます。傷害保険料は含みません。)
- 注意事項
 - ・ペア変更は当日可。キャンセルの場合は3日前までにご連絡ください。
 - ・当日キャンセルの場合、参加料はいただきますのでご了承ください。
- 申込み 問合せ先 壬生町体育協会テニス部 はらこみつこ 原子光子
☎・FAX 82-6497
メール meih29@ezweb.ne.jp



身体を動かして健康寿命アップ!

参加費無料

- 演 題 ロコモティブシンドローム
~健康な人生設計のために~
- 日 時 2月21日(金) 19:00~21:00
- 会 場 壬生町総合運動場管理棟 会議室 定員60名)
- 講 師 栃木県医師会塩原温泉病院 名誉院長
ますふちまさあき 医学博士 増瀬正昭 先生
- 申込期限 2月14日(金)までに、お電話にてお申し込みください(8:30~17:00、定員になり次第締め切り)
- 申 込 先 壬生町体育協会事務局(町スポーツ振興課)
☎82-2345 FAX82-2706
- 主 催 壬生町体育協会
- 後 援 壬生町・町教育委員会・町社会福祉協議会
町スポーツ推進委員会・ゆうがおスポーツクラブ・いきいき壬雷クラブ

運動不足などにより筋力が低下して自力移動ができなくなる可能性があります。

ゆうがおスポーツクラブ



会員募集

「みんなで、汗を、笑顔を、ふれあいを！」

ゆうがおスポーツクラブでは平成26年度の会員募集を2月1日（土より開始します）。ゆうがおスポーツクラブは壬生町の総合型地域スポーツクラブです。皆様に気軽にスポーツを楽しめる「場」をお届けできるよう、よりよい教室・イベントを行ってまいりたいと思います。皆様のご入会をお待ちしております。

年会費	
一般	3,000円/年
シニア（65歳以上）	2,000円/年
ジュニア（中学生以下）	1,000円/年
家族	5,000円/年
賛助	5,000円/年

※平成26年度よりシニア会員の年齢を65歳以上とさせていただきます。
※教室・イベント等の参加には別途参加料がかかる場合があります。

保険料	
一般	1,850円/年
シニア（65歳以上）	1,000円/年
ジュニア（中学生以下）	800円/年

※入会につきましては、年会費及び保険料が必要となります。但し、一般・シニア会員の保険加入は任意となります。

一般教室

- ・ポールストレッチ
- ・健康体操
- ・太極拳
- ・チャレンジ・ザ・ゲーム
- ・みんなで新卓球
- ・エアロビクス
- ・ラージボール卓球
- ・親子太極拳
- ・空手
- ・初心者ヨガ&コアトレーニング
- ・フラダンス
- ・家族でスポーツ
- ・ゴルフレッスン
- ・Jrテニス
- ・硬式テニス

イベント事業

- ・ふれあい健康ウォーク
- ・ハイキング
- ・サッカースクール
- ・スキー教室
- ・ミニバスケットボールスクール
- ・スポーツ広場

ジュニア育成事業

- ・サッカー
- ・チビッコレスリング
- ・ミニバスケットボール
- ・バトミントン

申込
問合せ先

ゆうがおスポーツクラブ事務局

☎0282-51-6022

FAX 0282-51-2943

〒321-0214 壬生町大字壬生甲3828 壬生町総合運動場管理棟内)
E-mail: yuugaosc@cc9.ne.jp URL: http://www.cc9.ne.jp/~yuugaosc

受付時間 (月曜から土曜日 9:00から17:00)日曜・祝日はお休みとさせていただきます。



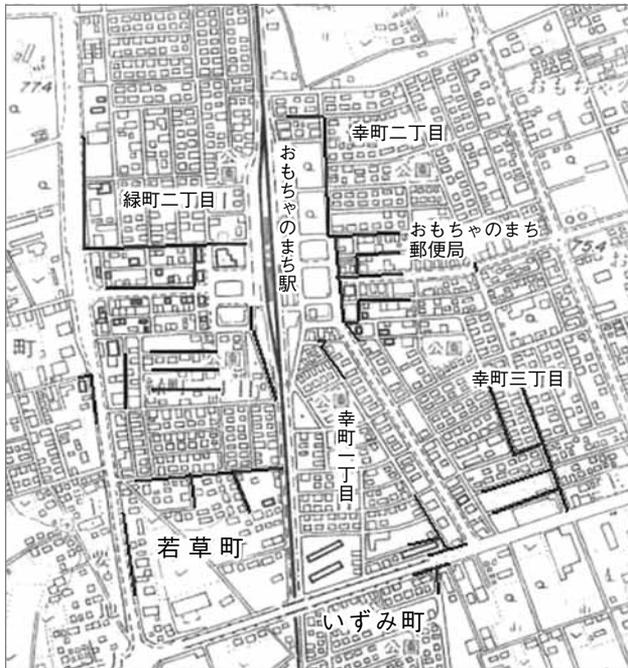
下水道管渠の 清掃にご協力ください

下水道污水管の維持管理の一環として、以下の場所で清掃作業を行います。

作業中、ご迷惑をおかけしますが、ご理解いただきますようお願いいたします。

- 作業期間 1月下旬～2月下旬まで
- 請負業者 宇陽環境整備工業(株) ☎028-635-2283
- 問合せ先 町建設部下水道課工務係 ☎81-1858
- 工事案内図

おもちゃのまち駅 周辺



睦小学校 周辺



農業集落排水 管路工事のお知らせ

農業集落排水の管路工事を下記のとおり行います。

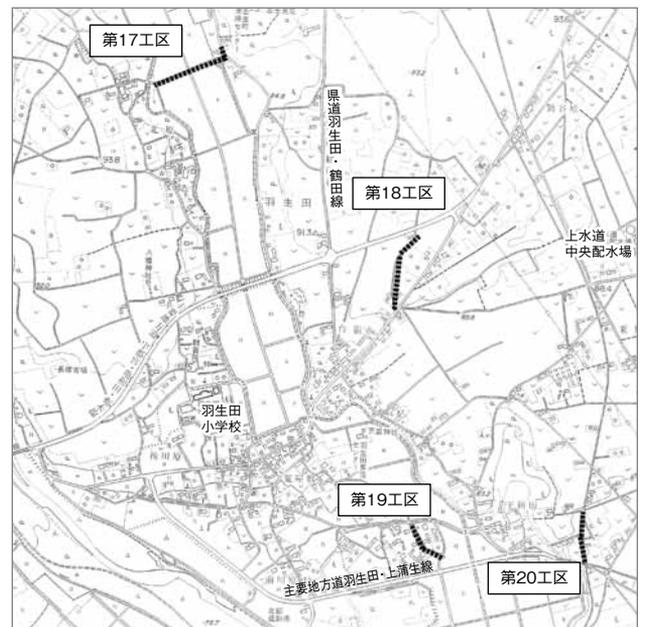
工事期間中はご迷惑をおかけしますが、ご協力をお願いします。

- ・工事名 農業集落排水事業 黒川東部地区 管路工事
- ・場所 大字羽生田・福和田地内 (工事案内図参照)
- ・工区及び期間
第17～19工区及び第21工区…3月中旬まで
第20工区…2月中旬まで

◎問合せ先 町建設部下水道課集落排水係 ☎81-1841

●工事案内図

羽生田地区



福和田地区

